

定期金の権利の評価

相続税法第24条

定期金の意味

- 定期金の意味は毎月・毎年のように定期的に渡す金銭。
- 法律や契約に基づく
- 法律によると3種類
 - 有期定期金:一定期間を定めて金銭を渡す
 - 無期定期金:無期限(永久)に金銭を渡す
 - 終身定期金:ある人が生存中に限り金銭を渡す
- 権利の評価とは定期金を受けとる権利(受給権)の評価額
- 下記の3つのうち大きな額
 - 解約返戻金
 - 契約上の一時金
 - 数理現価=年間金額×複利年金現価率(期間=残存期間:有期、余命年数:終身)
 - 数理現価=年間金額／予定利率(無期定期)

定期金のいくつかの問題

無期定期金の数理現価について

- 預金の元本と金利を考えると、利率が永久に変わらなければ毎年の金利は一定になる
- 利率が5%であれば100万円の年間利息は5万円である
 - $100\text{万円} \times 5\% = 5\text{万円}$
 - $100\text{万円} = 5\text{万円} / 5\%$ (利息と利率がわかれば元本がわかる)
- 予定利率5%で定期金5万円の数理現価は100万円

定期金の評価を年金契約に応用すると、

- 受取人・支払人が別人であれば受取人に贈与税
- 同一であれば定期金評価額 > 支払った金額 では差額が一時所得
- 定期金が死亡保険金の場合はさらに
 - 受取人・支払人・被保険者の組み合わせによって
 - 相続税・贈与税・所得税がかかる > 専門家へご相談ください